

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔平成22年1月21日〕
〔条例第6号〕

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、身体障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施機関)

第2条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 監査委員 企業長
- (3) その他の職員 企業長

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(認定委員会)

第3条 北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから企業長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

8 認定委員会の会議は、非公開とする。

9 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(審査)

第4条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第5条 企業団に審査会を置く。

2 審査会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから企業長が委嘱する。

4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

8 審査会の会議は、非公開とする。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三木市条例第29号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。